

(仮称)旧上瀬谷通信施設地区 土地区画整理事業

計画段階環境配慮書の概要

令和2年1月28日

横浜市

1

本事業は、「環境影響評価法施行令」(平成9年12月 政令第346号)第1条に定める第一種事業に該当することから、**「環境影響評価法」(平成9年6月 法律第81号)に則り手続きを進めます。**

2

本日の説明内容

1. 都市計画決定権者の名称等
2. 都市計画第一種事業の目的及び内容
3. 事業実施想定区域及びその周囲の概況
4. 計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の方法
5. 調査、予測及び評価の結果

1 都市計画決定権者の名称等

1. 都市計画決定権者の名称等

配慮書p. 1-1

■ 都市計画決定権者の名称

横浜市

■ 都市計画第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

【名称】

横浜市

【代表者の氏名】

横浜市長 林 文子

【主たる事務所の所在地】

神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地

■ 都市計画第一種事業の種類

土地区画整理事業

5

2 都市計画第一種事業の 目的及び内容

6

旧上瀬谷通信施設の位置及び規模

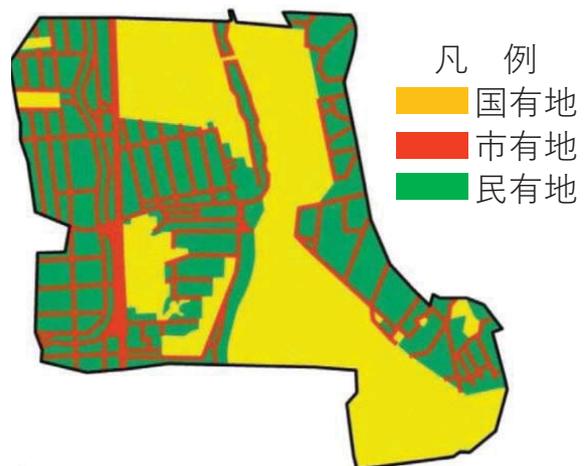
配慮書p. 2-1~2-3



背景及び経緯

配慮書p. 2-4~2-8、2-13~2-14

- 昭和20年に米軍に接収され、平成27年6月に全域が返還
- 国有地(約110ha)、市有地(約23ha)、民有地(約110ha)と混在しており、民有地が約45%を占めている
- 民有地の地権者の土地利用に関する意向が混在
- 戦後約70年間、米軍施設として使用されてきたため、**長年にわたって自由な土地利用が制限**



背景及び経緯

配慮書p. 2-7~2-8

<市全体>

- 将来の本格的な人口減少社会を見据えたまちづくりが必要

<旧上瀬谷通信施設>

- 広域での自動車交通の利便性が高い
- 市内でも有数のまとまりのある農地と緑が広がる広大な土地（面積約242ha）

郊外部の再生に資する新たな活性化拠点
を目指したまちづくりの実現

「都市農業の振興」と「都市的土地利用」の両立

9

事業計画（複数案の設定について）

配慮書p. 2-4

- 国有地、市有地、民有地が混在
- 地権者の土地利用に関する意向が混在

土地の混在を解消するとともに、
農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、
将来必要となる農業基盤や都市基盤の整備を一体的に推進

地区全域において**一体的な土地の整序**が必要

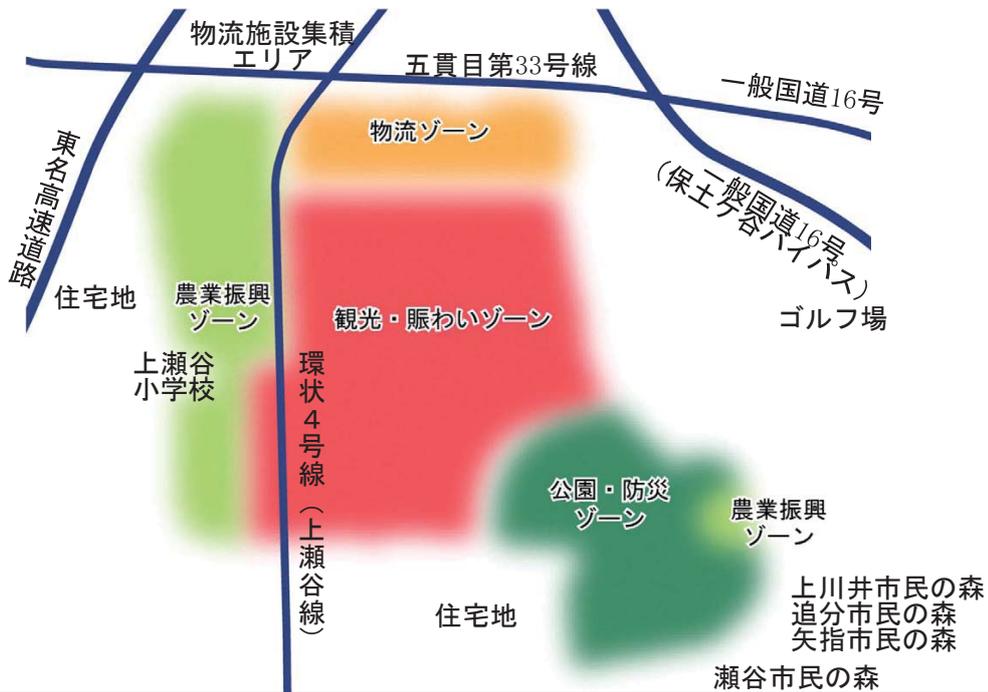
- 事業目的の達成のためには**位置又は規模に関する複数案の設定が不可**
- **土地区画整理事業によらない他の手法は現実的でない**

10

事業計画

配慮書p. 2-5~2-6

計画段階配慮事項を検討するための事業計画は、
市と地権者で合意した「土地利用ゾーン」を基本とする



11

事業計画

配慮書p. 2-5

農業振興
ゾーン
(約50ha)

営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア。規模は、横浜市の政策や現時点での地権者の意向を踏まえ設定。

公園・防災
ゾーン
(約50ha)

国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア。規模は、広域的に利用される公園と位置付けられることを想定して設定。

観光・賑わい
ゾーン
(約127ha)

広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア。規模は、大区画化による土地利用を前提に、集客力が高い施設を誘致し、賑わい振興を図ることを踏まえ設定。

物流
ゾーン
(約15ha)

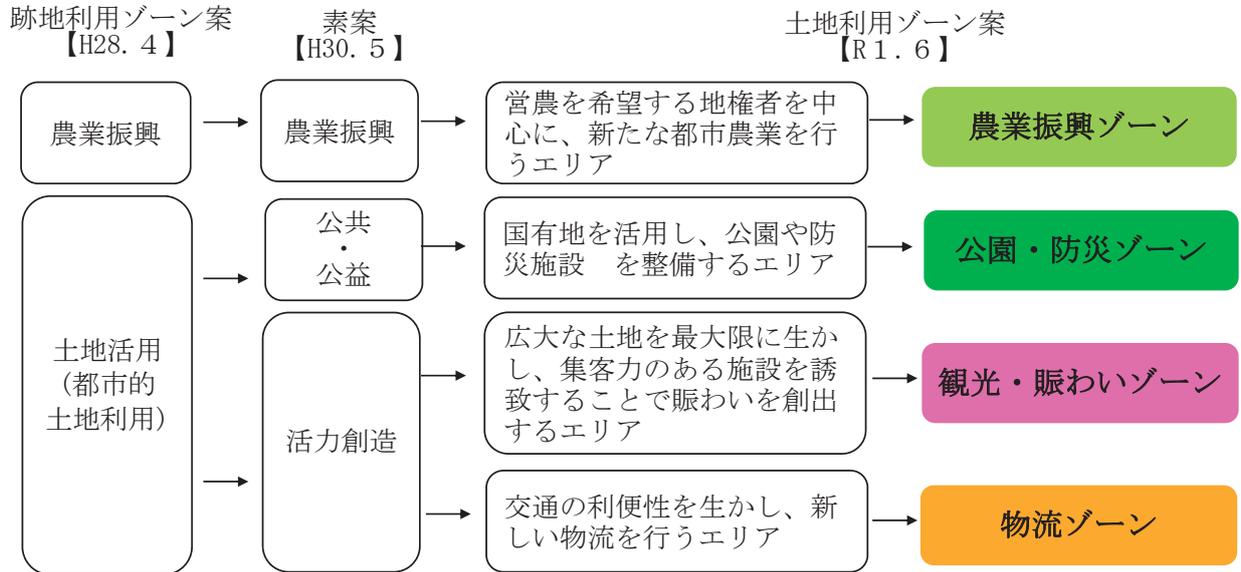
交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア。規模は、近年の物流施設の大型化、高機能化を踏まえ設定。

12

土地利用の検討状況

配慮書p. 2-9~2-11

民有地が全体面積の約45%を占めていることから、
地権者によるまちづくり協議会とともに、
農業振興と都市的土地利用についての方向性を検討



13

土地利用ゾーン

配慮書p. 2-12



まちづくり協議会と
複数のゾーン案を検討



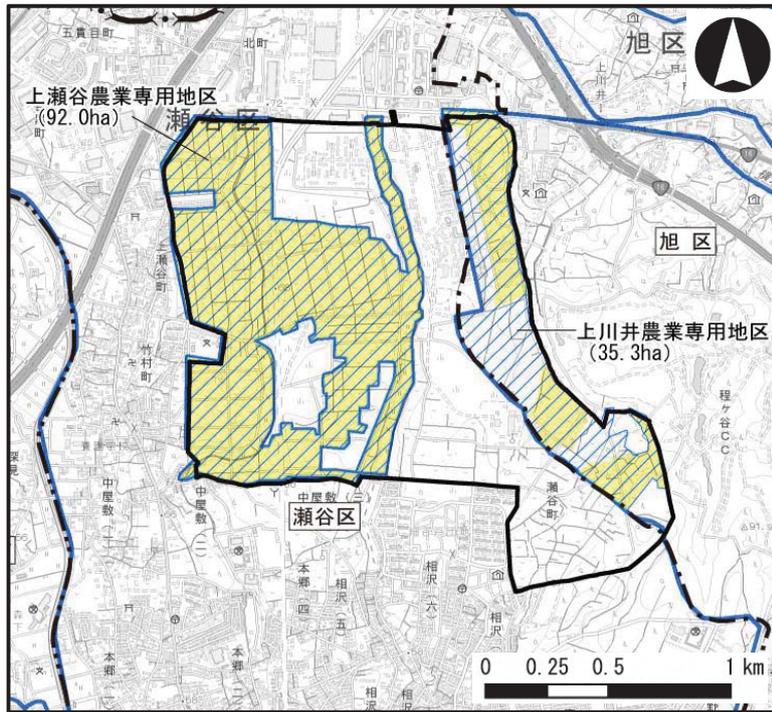
横浜市とまちづくり協議
会で**土地利用ゾーン**
として合意

- 凡例
- 主な道路
 - ▬ 主な道路 (事業中)
 - 自動車専用道路
 - インターチェンジ
 - 新たな交通

14

土地利用ゾーンの配置について

配慮書p. 2-15~2-16



営農意向を踏まえ計画

営農意向を踏まえ、現在のままとまりのある農地を基本とする。



旭区・瀬谷区にそれぞれ「農業振興ゾーン」を配置。

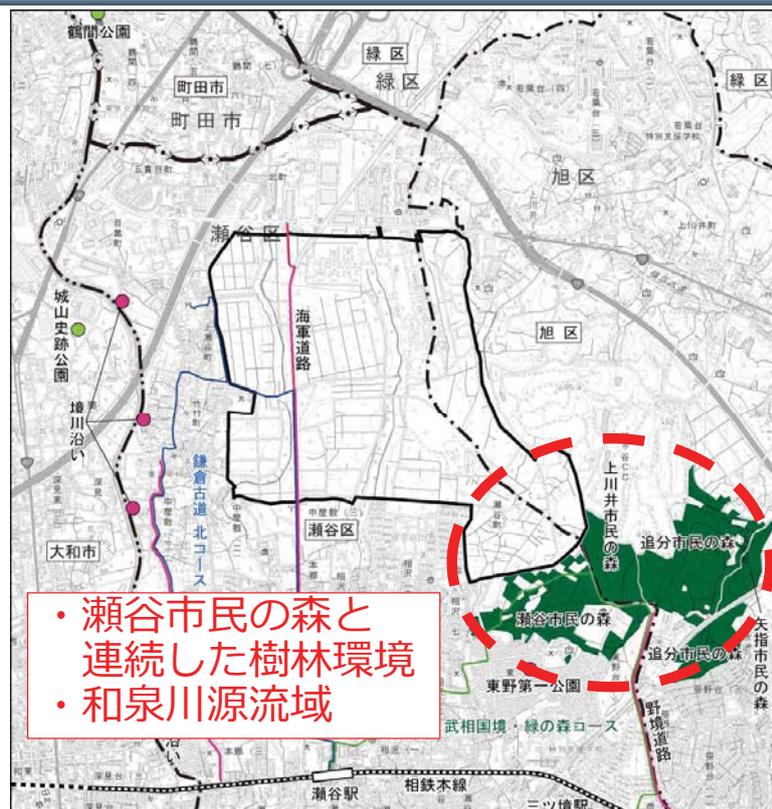
凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 農業地域及び農業振興地域
- 農用地区域
- 農業専用地区

15

土地利用ゾーンの配置について

配慮書p. 2-15~2-16



現況の環境に配慮

「公園・防災ゾーン」を南東部に配置することで、市民の森と連携させた配置とする。

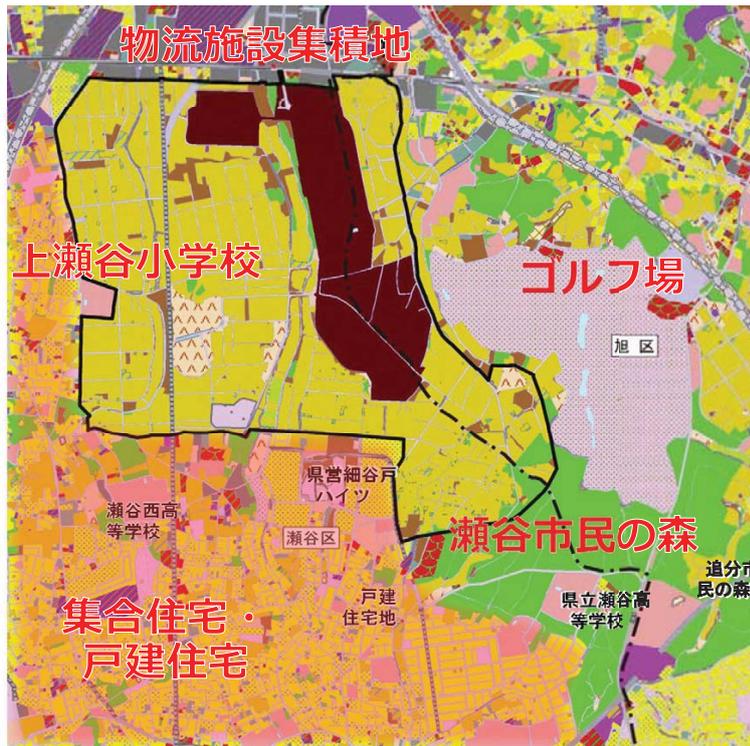
凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (..... 地下部分)
- 駅
- ハイキングコース
- 市民の森
- 桜の見どころスポット
- 公園

16

土地利用ゾーンの配置について

配慮書p. 2-15～2-16



周辺の土地利用に配慮

- 「観光・賑わいゾーン」は住宅地と可能な限り離隔をもって配置
- 「物流ゾーン」は物流施設集積エリア周辺である北側及び交通負荷の低減や通学路の安全を考慮し、環状4号線東側へ配置

17

3 事業実施想定区域及びその周囲の概況

18

事業実施想定区域及びその周囲の概況

配慮書p. 3-1

■ 調査対象地域の設定

 調査区域

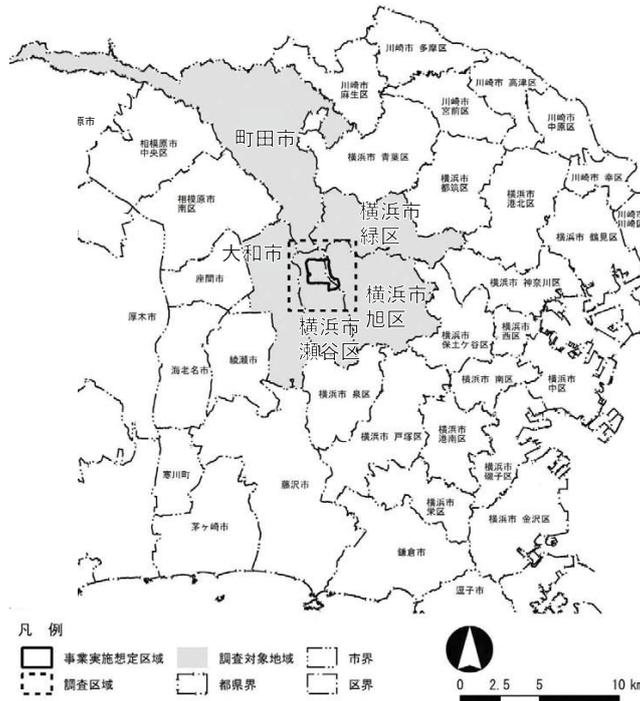
事業実施想定区域を中心とした約4km四方を含む区域

自然的社会的状況に関する情報の収集範囲

調査対象地域

神奈川県横浜市旭区、
同瀬谷区、同緑区
神奈川県大和市
東京都町田市

統計データの情報収集
範囲



19

事業実施想定区域及びその周囲の概況

配慮書p. 3-2~3-90

自然的状況、社会的状況について主として既存資料の収集整理により調査を実施することにより、地域特性を把握し、計画段階配慮事項の選定等に用いました。

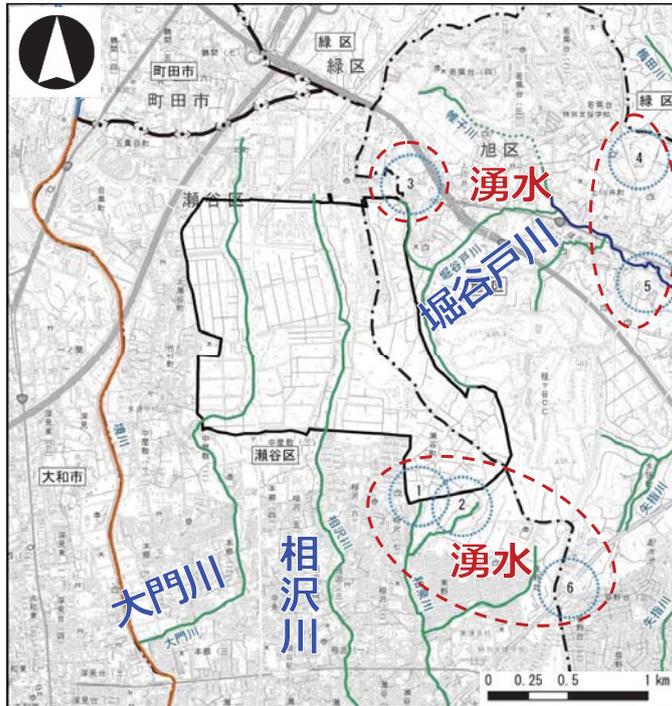
【自然的状況】

- 1 大気環境の状況
- 2 水環境の状況
- 3 土壌及び地盤の状況
- 4 地形及び地質の状況
- 5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

20

河川及び湧水の分布状況

配慮書p. 3-15～3-18



- 事業実施想定区域内には、大門川、相沢川及び堀谷戸川が流れています。

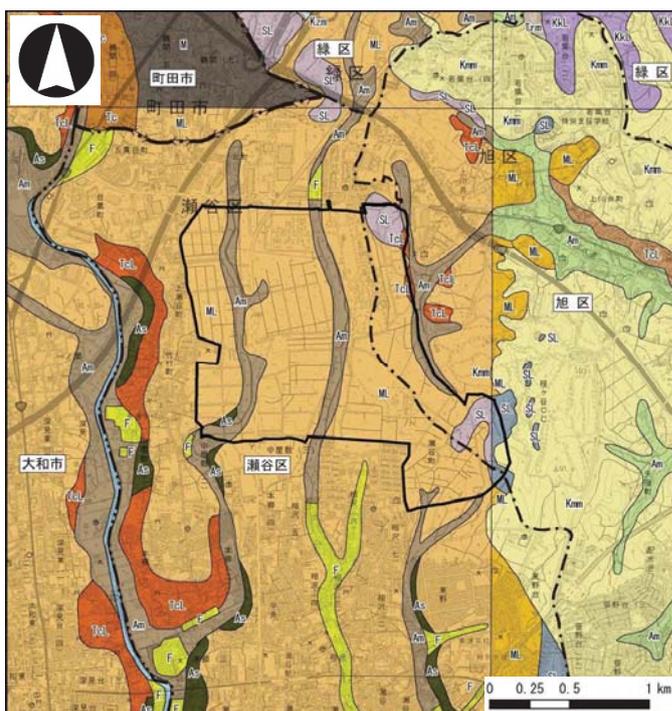
凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川(県管理区間)
- 二級河川(都管理区間)
- 二級河川(県管理市施行・維持区間)
- その他(横浜市管理)
- 公共下水道
- 湧水の位置

21

地質の状況

配慮書p. 3-31、3-35



- 事業実施想定区域には、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層、沖積層等が分布しています。

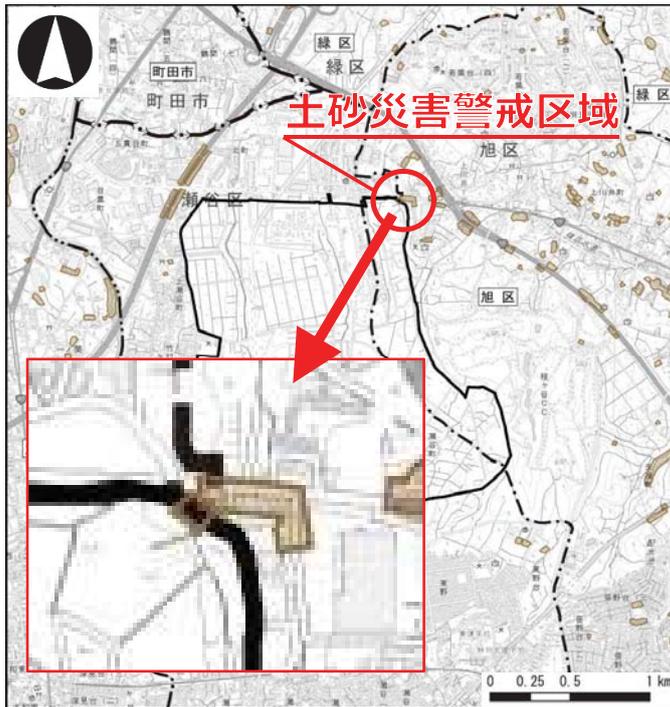
凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ML 武蔵野ローム層
- SL 相模層群・下末吉ローム層
- TcL 立川ローム層
- Am 沖積層(泥を主とし砂を含む)
- As 沖積層(砂・礫を主とし泥を含む)
- Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物
- TcL 立川ローム層・立川礫層
- M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物
- ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層
- SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層
- KKL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層
- Kzm 上総層群
- Trm 上総層群・鶴川層
- Kmm 上総層群・上星川層
- Am 低湿地堆積物
- F 埋土
- F 盛土
- 水部分
- なし

22

急傾斜崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

配慮書p. 3-36~3-37



- 事業実施想定区域内には、急傾斜地崩壊危険区域はありませんが、北東側の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。

凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域

23

洪水による浸水想定区域の状況

配慮書p. 3-42~3-43



- 事業実施想定区域において、大門川及び相沢川の周辺が浸水のおそれのある区域となっています。

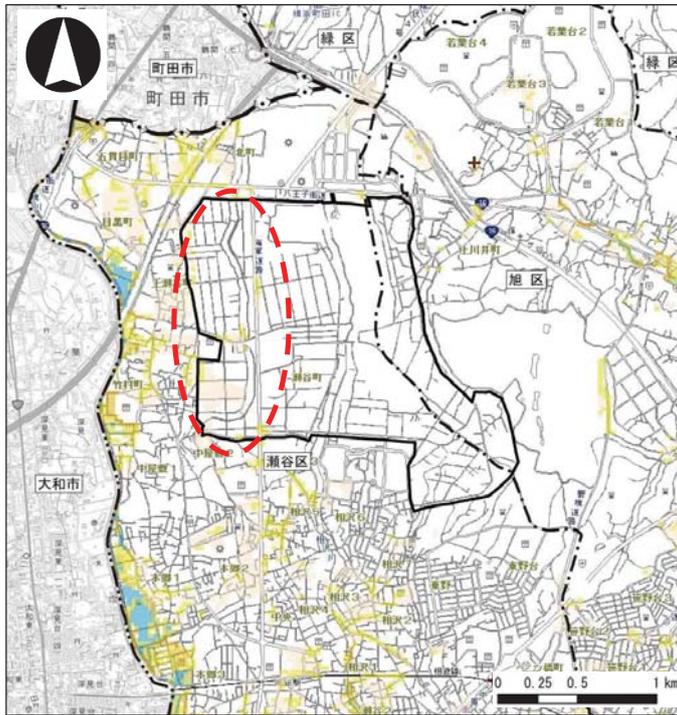
凡例

- 事業実施想定区域
 - 都県界
 - 市界
 - 区界
 - 河川
- 浸水深ランク
- 0 ~ 0.5m 未満
 - 0.5 ~ 1.0m 未満
 - 1.0 ~ 2.0m 未満
 - 2.0 ~ 5.0m 未満
 - 5.0m 以上
 - 浸水のおそれのある区域
- 旭区の浸水深ランク
- 0 ~ 0.5m 未満
 - 0.5 ~ 3.0m 未満
 - 3.0 ~ 5.0m 未満
 - 5.0 ~ 10.0m 未満

24

内水による浸水想定区域の状況

配慮書p. 3-42, 3-44



- 事業実施想定区域の西側において、浸水深が0～2cm未満、2～20cm未満の地域が散在しています。

凡例

- 事業実施想定区域
- 市界
- 都県界
- 区界

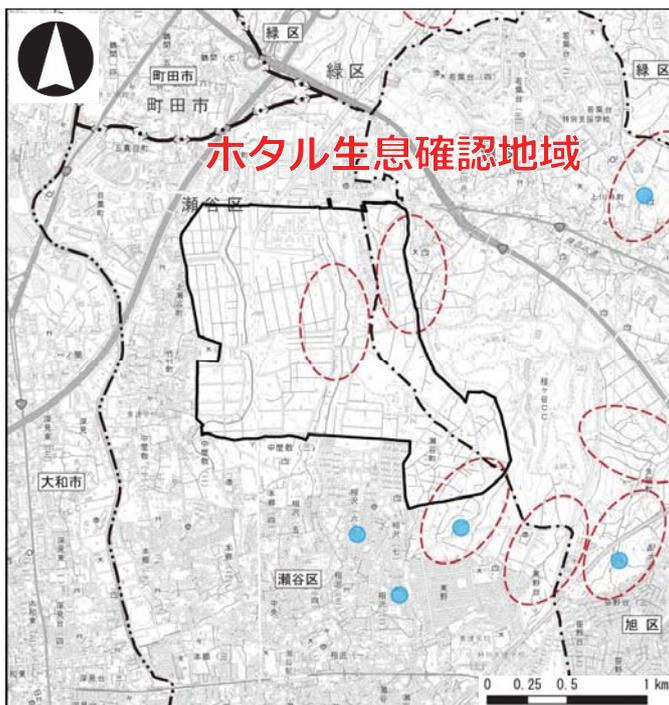
浸水深ランク

- 0～2cm 未満
- 2cm～20cm 未満
- 20cm～50cm 未満
- 50cm～1.0m 未満
- 1.0m～2.0m 未満
- 2.0m 以上

25

動物の注目すべき生息地

配慮書p. 3-59～3-62



- 事業実施想定区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

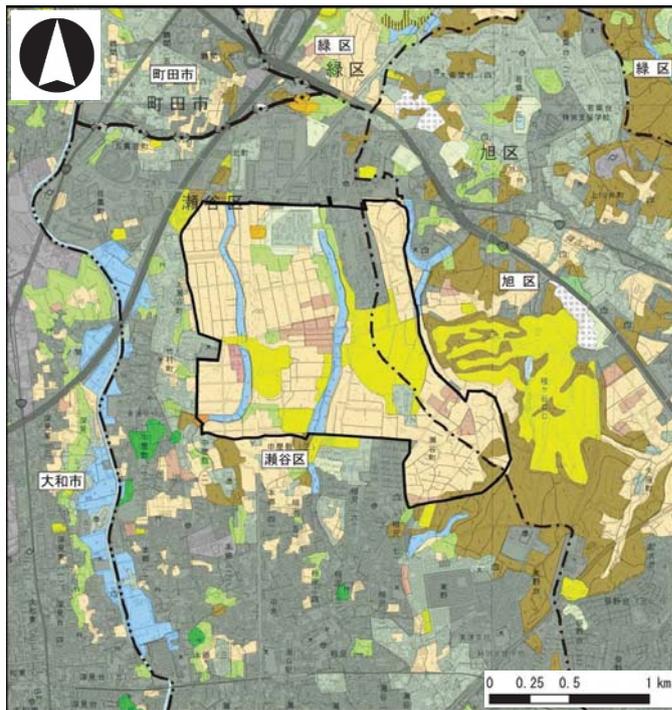
凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ホタル生息確認地域
- トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)

26

現存植生図

配慮書p. 3-64～3-65



- 事業実施想定区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、他にクヌギ-コナラ群集、低木群落、水田雑草群落、果樹園等が分布しています。

凡例

事業実施想定区域	市界
都県界	区界
畑雑草群落	低木群落
ゴルフ場・芝地	水田雑草群落
クヌギ-コナラ群集	果樹園
シラカシ群集	常緑果樹園
シラカシ屋敷林	市街地
コナラ群落(VII)	緑の多い住宅地
チガヤーススキ群落	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
スギ・ヒノキ・サワラ植林	工場地帯
竹林	造成地
牧草地	開放水域
路傍・空地雑草群落	

27

重要な植物群落の分布位置図

配慮書p. 3-73～3-74



- 事業実施想定区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

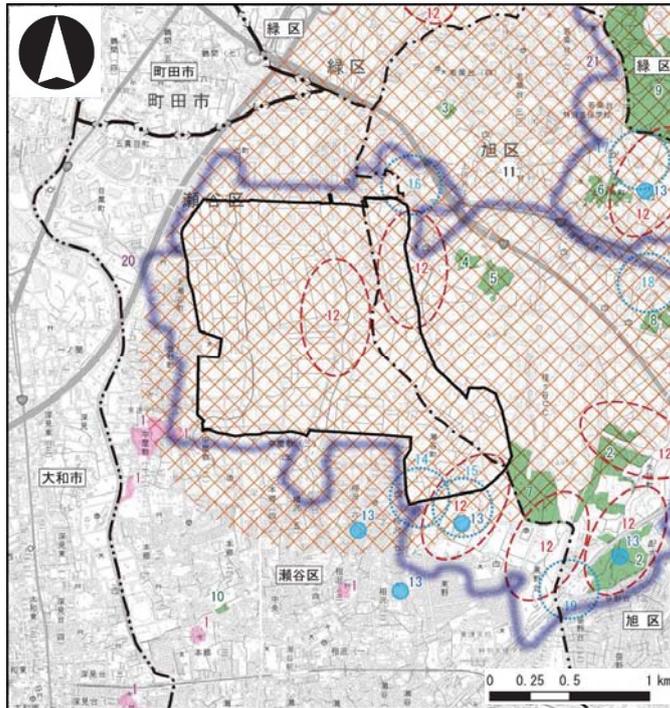
凡例

事業実施想定区域
都県界
市界
区界
天然記念物
自然植生 植生自然度9

28

重要な自然環境のまとめりの場

配慮書p. 3-81～3-82



- 事業実施想定区域内には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域、湧水、緑の10大拠点があります。

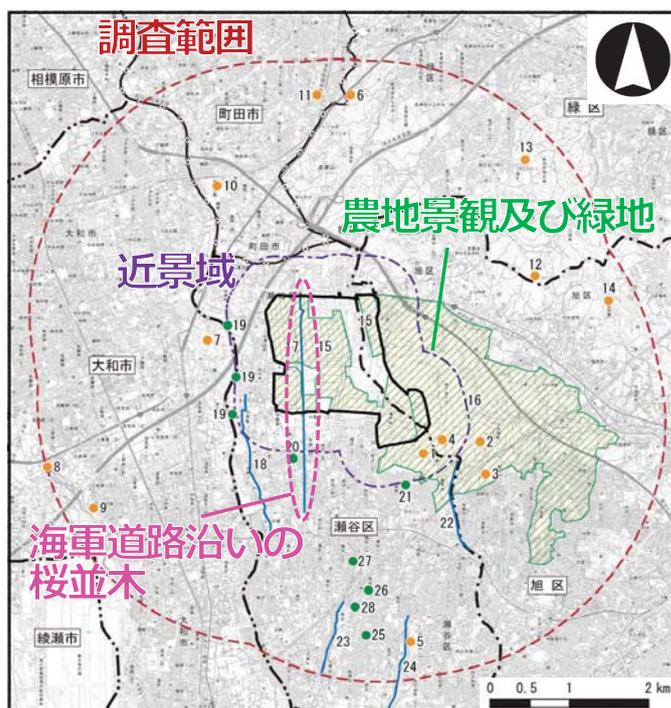
凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 自然植生 植生自然度9
- 特別緑地保全地区
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- ホタル生息確認地域
- トンボ池等主なエコアップスポット(点のピオトープ)
- 湧水の位置
- みどりの10大拠点

29

主要な眺望点及び景観資源の状況

配慮書p. 3-83～3-85



- 事業実施想定区域からおおむね3kmの範囲には、主要な眺望点として市民の森や公園などがあります。景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、農地景観、川井・矢指風致地区の緑地などがあります。

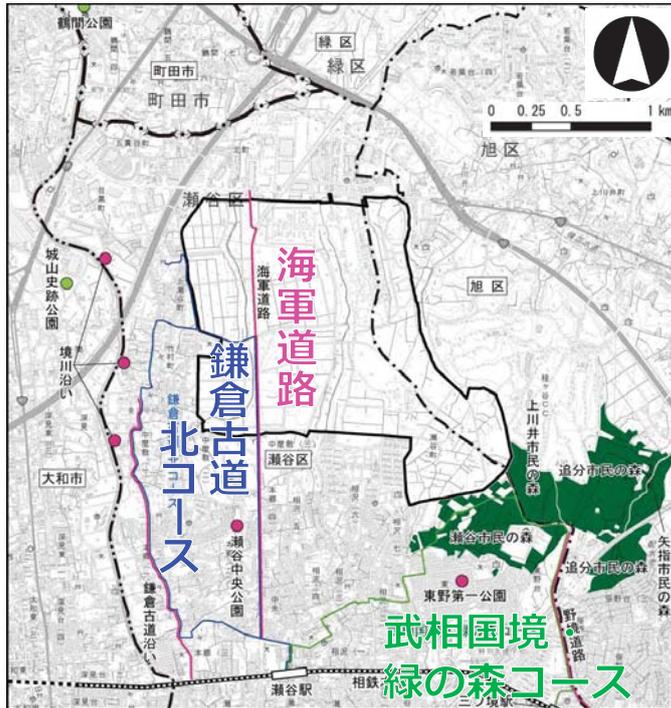
凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 調査範囲(事業実施想定区域から概ね3km圏)
- 近景域(事業実施想定区域から概ね500m圏)
- 主要な眺望点
- 市界
- 区界
- 主要な景観資源

30

人と自然との触れ合いの活動の場の状況

配慮書p. 3-88～3-90



- 「鎌倉古道 北コース」や「武相国境・緑の森コース」などが存在します。海軍道路などは桜の見どころスポットとなっています。

凡 例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ハイキングコース
- 市民の森
- 桜の見どころスポット
- 公園
- 相鉄本線
(..... 地下部分)
- 駅

31

3. 事業実施想定区域及びその周囲の概況

配慮書p. 3-91～3-141

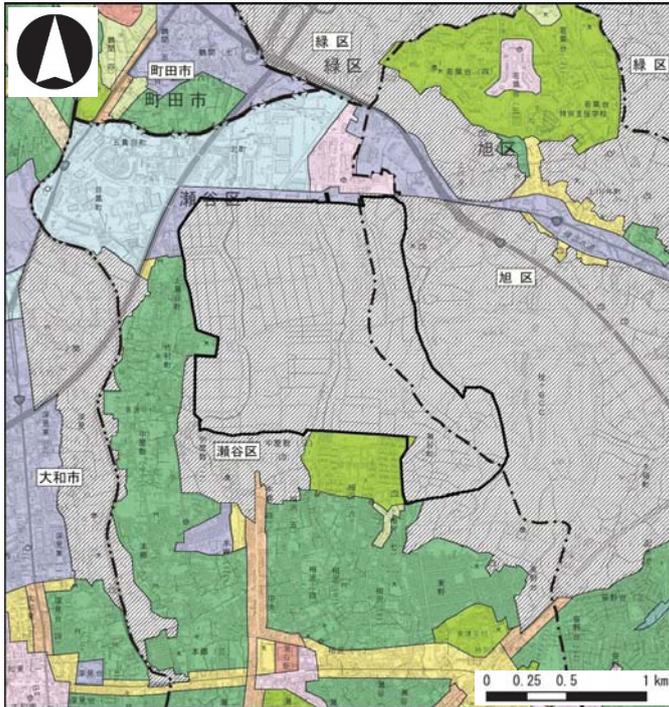
【社会的状況】

- 1 人口及び産業の状況
- 2 土地利用の状況
- 3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- 4 交通の状況
- 5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- 6 下水道の整備状況
- 7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- 8 文化財等の状況
- 9 その他の事項

32

土地利用状況

配慮書p. 3-94~3-95、3-101



- 事業実施想定区域の大部分は、市街化調整区域に指定されています。

凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 市街化調整区域

33

主要道路図

配慮書p. 3-107~3-109



- 事業実施想定区域には、環状4号線（上瀬谷線）、五貫目第33号線、瀬谷柏尾線が通っています。

凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）

34

配慮が特に必要な施設の分布状況（公園・緑地等を除く）

配慮書p. 3-113~3-118



35

配慮が特に必要な施設の分布状況（公園・緑地）

配慮書p. 3-113、3-119~3-121



36

埋蔵文化財包蔵地の分布状況

配慮書 p. 3-130~3-134



- 事業実施想定区域内をはじめ、調査区域には、埋蔵文化財包蔵地があります。
- 種類は、古墳が1地点、散布地が8地点です。

凡例

- 事業実施想定区域
- ◁▷— 都県界
- - - 市界
- · - · - 区界
- 埋蔵文化財包蔵地

37

4 計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の方法

38

4. 計画段階配慮事項の選定

配慮書p. 4-2

環境要素の区分		影響要因の区分	土地または工作物の存在及び供用	
			敷地の存在 (土地の改変)	建造物の存在
地形及び地質	重要な地形及び地質	×	—	
地 盤	地盤の安定性	○	—	
	地盤沈下	×	—	
土 壌	土壌汚染	○	—	
	重要な土壌	×	—	
動 物	重要な種及び注目すべき生息地	○	—	
植 物	重要な種及び群落	○	—	

○：参考項目の中から選定した事項

×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項

—：参考項目でなく、かつ、選定しなかった事項

39

4. 計画段階配慮事項の選定

配慮書p. 4-2

環境要素の区分		影響要因の区分	土地または工作物の存在及び供用	
			敷地の存在 (土地の改変)	建造物の存在
生態系	地域を特徴づける生態系	○	—	
景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	
人と自然との 触れ合いの活 動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	

○：参考項目の中から選定した事項

×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項

—：参考項目でなく、かつ、選定しなかった事項

40

4. (1) 計画段階配慮事項の選定

配慮書p. 4-3

環境要素	影響要因	選定した理由
地盤 (地盤の安定性)	敷地の存在 (土地の改変)	事業実施想定区域に土砂災害警戒区域が存在するため
土壌 (土壌汚染)		土地利用履歴から事業実施想定区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があるため
動物		事業実施想定区域では、動植物の重要な種が生息・生息している可能性があるため
植物		
生態系		事業実施想定区域では、地域を特徴づける生態系の場が確認されているため

41

4. (1) 計画段階配慮事項の選定

配慮書p. 4-3

環境要素	影響要因	選定した理由
景観	敷地の存在 (土地の改変)	事業実施想定区域では、主要な眺望点及び景観資源が存在しているため
人と自然との触れ合いの活動の場	建造物の存在	事業実施想定区域では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しているため

42

4. (1) 計画段階配慮事項の選定

配慮書p. 4-4

環境要素	影響要因	選定しなかった理由
地形及び地質	敷地の存在 (土地の改変)	事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブック等に記載されているような重要な地形及び地質は存在しないため
地盤 (地盤沈下)	敷地の存在 (土地の改変)	事業実施想定区域及びその周辺には、事業の実施による地下水の汲上等の影響要因が想定されないため
土壌 (重要な土壌)	敷地の存在 (土地の改変)	事業実施想定区域及びその周辺には、重要な土壌は存在しないため

43

4. (2) 調査、予測及び評価の方法

配慮書p. 4-5~4-6

計画熟度の低い段階において、適切かつ簡易的に把握できる手法としました。

■ 調査の手法

- ・ **調査項目**：計画段階配慮事項として選定した環境要素
地盤（地盤の安定性）、土壌（土壌汚染）、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
- ・ **調査方法**：**既存資料の整理**（一部項目でヒアリングまたは現地踏査を実施）

■ 予測の手法

- ・ 各環境要素ごとに**留意又は注目すべき地域や地点と、事業実施想定区域との重ね合わせや、位置関係**などから予測しました。

■ 評価の手法

- ・ 予測結果から**重大な影響の有無を判定し、重大な影響が回避、又は低減されているか**を評価しました。

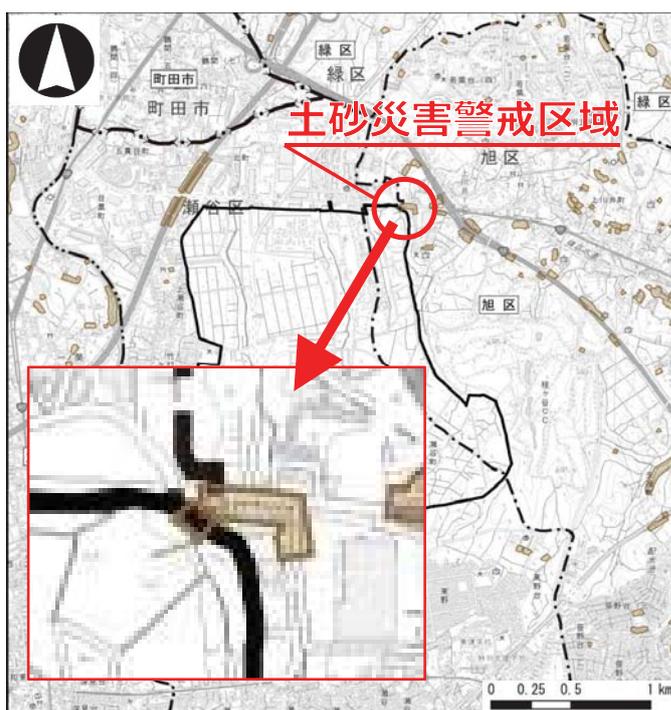
44

5 調査、予測及び評価の結果

45

事業による影響の予測 ①【地盤（地盤の安定性）】

配慮書p.5-1～5-2



■ 予測結果

- 土砂災害警戒区域の一部が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。

凡 例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域

46

影響の回避・低減に向けた検討及び評価 ①

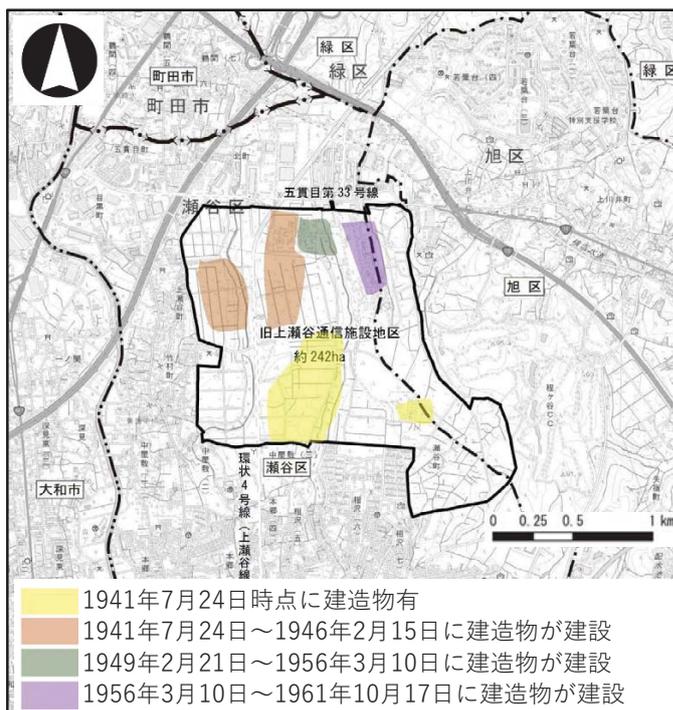
配慮書p. 5-3

項目	地盤（地盤の安定性）
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
評価	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあっては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。

47

事業による影響の予測 ②【土壌（土壌汚染）】

配慮書p. 5-4～5-6



■ 予測結果

- 旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しており、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。

48

影響の回避・低減に向けた検討及び評価 ②

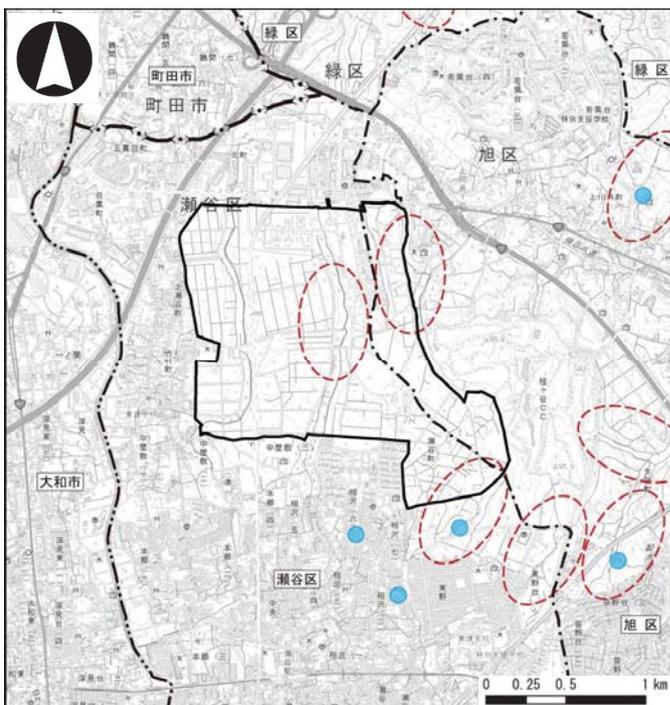
配慮書p. 5-7

項目	土壌 (土壌汚染)
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」に基づく適切な対応
評価	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。 これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響が実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。

49

事業による影響の予測 ③ 【動物】

配慮書p. 5-8~5-12



■ 予測結果

- 調査区域に生息可能性のある重要な種の生息環境の一部が消失する可能性があります。
- ホタル生息確認地域の一部が改変される可能性があります。

凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- - - 市界
- · · 区界
- (赤) ホタル生息確認地域
- (青) トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)

50

影響の回避・低減に向けた検討及び評価 ③

配慮書p.5-13

項目	動物
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減 ・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な種の生息環境の一部やホタル生息確認地域の一部改変による影響に対して、環境保全措置を講じることにより、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。

51

事業による影響の予測 ④ 【植物】

配慮書p.5-14～5-16



■ 予測結果

- ・調査区域に生育可能性のある重要な種の生育環境の一部が消失する可能性があります。
- ・事業実施想定区域に、植物の重要な群落及び巨樹巨木林等は確認されていません。

凡 例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- - - 区界
- 天然記念物
- 自然植生 植生自然度9

52

影響の回避・低減に向けた検討及び評価 ④

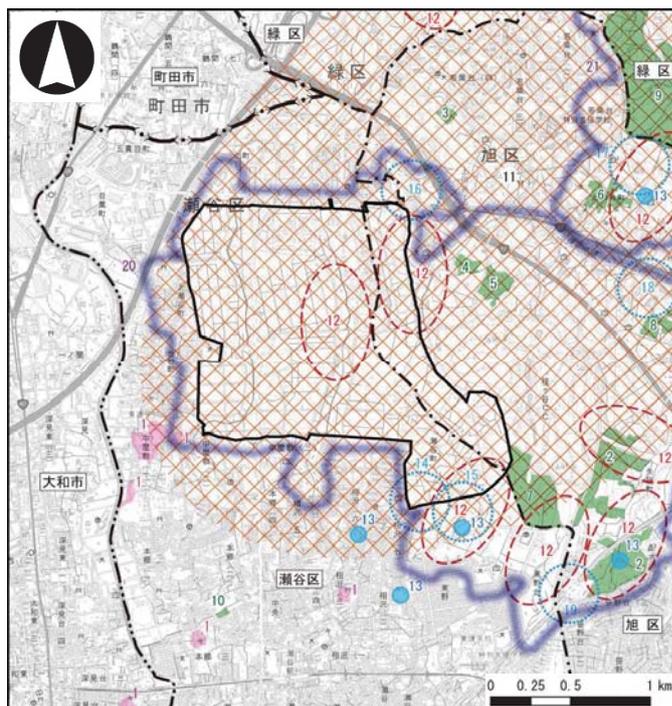
配慮書p. 5-17

項目	植物
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・ 緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置 ・ 造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減 ・ 地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等 ・ 水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な種の生育環境の一部改変による影響に対して、環境保全措置を講じることにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。 ・ 重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

53

事業による影響の予測 ⑤ 【生態系】

配慮書p. 5-18～5-20



■ 予測結果

- ・ 重要な自然環境のまとまりの場（生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域、湧水及び緑の10大拠点の一部）が消失又は減少します。

凡 例

- 事業実施想定区域
- 市界
- 都県界
- 区界
- 自然植生
植生自然度9
- 特別緑地保全地区
- 生物多様性保全上
重要な里地里山
- ホタル生息確認地域
- トンボ池等主なエコアップ
スポット（点のピオトープ）
- 湧水の位置
- みどりの10大拠点

54

影響の回避・低減に向けた検討及び評価 ⑤

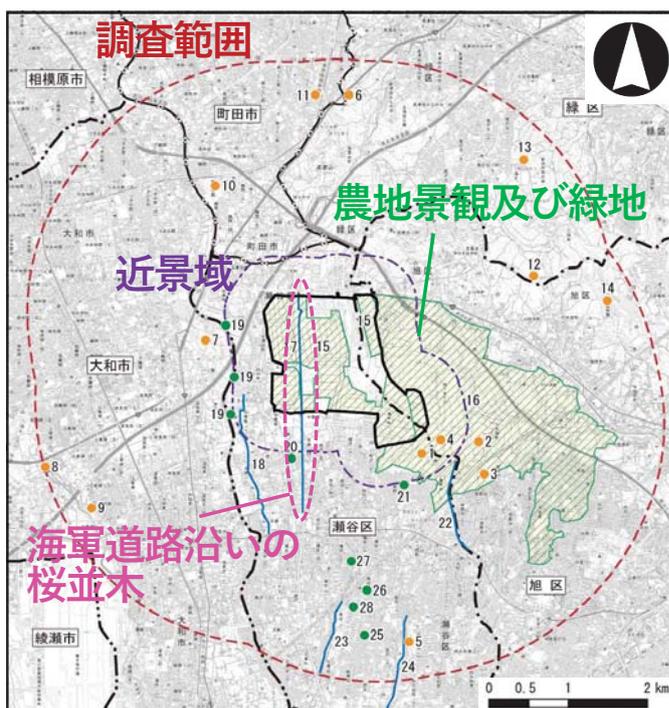
配慮書p. 5-21

項目	生態系
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減 ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全上重要な里地里山の一部改変等による影響に対して、環境保全措置を講じることにより、生態系に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。 ・植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

55

事業による影響の予測 ⑥ 【景観】

配慮書p. 5-22～5-27



■ 予測結果

- ・主要な眺望点の改変はありません。
- ・旧上瀬谷通信施設の緑農地域の一部と海軍道路沿いの桜並木の約5割が消失します。
- ・主要な眺望点から事業実施想定区域を視認できません。

凡例

- 事業実施想定区域
- 市界
- 都県界
- 区界
- 調査範囲 (事業実施想定区域から概ね3km圏)
- 近景域 (事業実施想定区域から概ね500m圏)
- 主要な眺望点
- 主要な景観資源

56

影響の回避・低減に向けた検討及び評価 ⑥

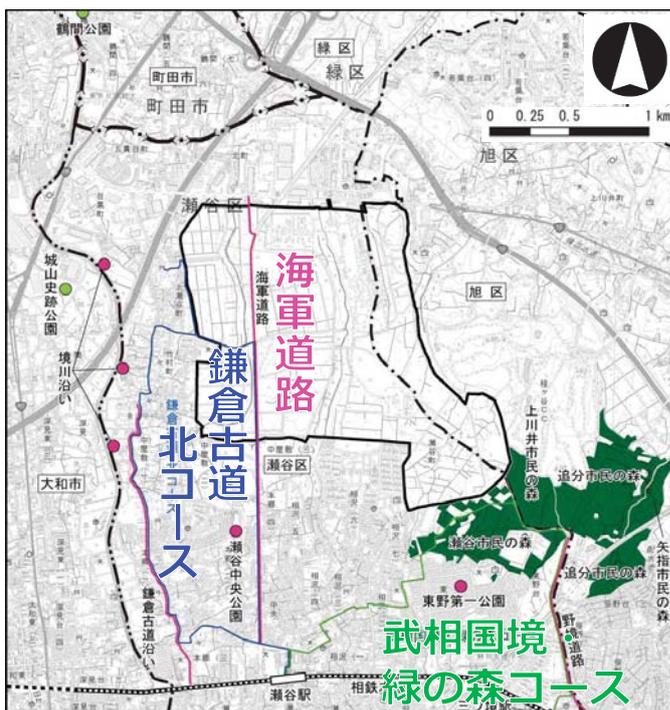
配慮書p. 5-28

項目	景観
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全 ・ 事業実施想定区域における 新たな桜並木等の創出 ・ 景観資源改変部分における 周辺構成種による緑化 ・ 遠景である 丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」や「海軍道路沿いの桜並木」の一部が消失する重大な影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源への影響は、実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。 ・ 眺望景観への影響は軽微と考えますが、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。

57

事業による影響の予測 ⑦ 【人と自然との触れ合い】

配慮書p. 5-29～5-31



■ 予測結果

- ・ **海軍道路の桜並木及び鎌倉古道 北コース上の桜並木の一部が消失**します。

凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- - - 市界
- · - · 区界
- 相鉄本線 (..... 地下部分)
- 駅
- ハイキングコース
- 市民の森
- 桜の見どころスポット
- 公園

58

影響の回避・低減に向けた検討及び評価 ⑦

配慮書p. 5-32

項目	人と自然との触れ合いの活動の場
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none">・ 鎌倉古道北コースの可能な限りの保全・ 事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出・ 公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出
評価	<ul style="list-style-type: none">・ 「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道北コース」上の桜並木の一部が消失する影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。

59

ご清聴ありがとうございました。

60